

あづみの水結（みずゆい）登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、あづみの水結（みずゆい）として登録し、その活動に係る情報発信を行うことで、異業種・異分野同士の交流を促し、水を守る活動の輪を広げ、もって健全な地下水環境の創出に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あづみの水結（みずゆい） 市内で水、水文化等を守り、水の魅力を発信する個人又は団体として市長が認めるものをいう。

(2) あづみの水結（みずゆい）活動 あづみの水結（みずゆい）が行う次に掲げる活動をいう。

ア 地下水保全等を目的とした森林整備又は自主的な涵養活動

イ 地下水の再涵養に係る活動

ウ 市内湧水地における清掃活動

エ 地下水、湧水等のPR活動

オ その他市長が適当と認めた活動

（登録の条件）

第3条 あづみの水結（みずゆい）に登録できるものは、次に掲げる要件を全て満たす18歳以上の個人、法人その他団体等とする。

(1) あづみの水結（みずゆい）活動が無償で行うことができるもの

(2) あづみの水結（みずゆい）登録後は、登録者間で連携し、活動の輪を広げる取組に携わることのできるもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員でないもの

（登録方法等）

第4条 あづみ野水結（みずゆい）に登録を希望するものは、あづみの水結（みずゆい）登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申込書の内容を審査し、前条に規定された登録の条件を満たすと認めたときは、あづみの水結（みずゆい）に登録し、登録事項を登録台帳に整理保管するとともに、あづみの水結（みずゆい）登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（提供用名簿の作成等）

第5条 市長は、前条の規定により提出された申込書に基づき、あづみの水結（みずゆい）

の登録者間で情報共有を図るために使用する提供用名簿を作成し、あづみの水結（みずゆい）登録者に提供するものとする。

（登録事項の訂正等）

第6条 登録者は、登録事項について訂正等を希望するときは、書面により、市長にその旨を申し出ることができる。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- （1） 登録者から申出があったとき。
- （2） 申込み内容に虚偽があったとき。
- （3） 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- （4） 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、登録を取り消された登録者は、あづみの水結（みずゆい）登録証を市長に返却するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

あづみの水結（みずゆい）登録申込書

（宛先） 安曇野市長

あづみの水結（みずゆい）の登録を申し込みます。

記

ふりがな 氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	ふりがな ----- ※提供用名簿掲載の必須項目となりますので、□に同意のチェックをお願いします。 □氏名及びそのふりがなについて、提供用名簿に掲載することを同意します。
住所	※都道府県及び市区町村名までは提供用名簿掲載の必須項目となりますので、□に同意のチェックをお願いします。 □都道府県及びその市区町村名について、提供用名簿に掲載することを同意します。 〒 _____
生年月日	※提供用名簿には掲載しません。 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日生
連絡先	※次の□にチェックした項目は、提供用名簿に掲載することを同意します。 □ 電話 _____ □ FAX _____ □ 携帯電話 _____ □ 電子メールアドレス（携帯可） _____
職業、所属団体等	※次の□にチェックした項目は、提供用名簿に掲載することを同意します。 □ 職業 (_____) □ 所属団体・役職名 (_____)
活動内容	※提供用名簿掲載の必須項目となりますので、□に同意のチェックをお願いします。 □活動内容について、提供用名簿に掲載することを同意します。 (活動内容について、概略を簡条書きで記入してください。)
自己PR、今後の抱負等	※提供用名簿掲載の必須項目となりますので、□に同意のチェックをお願いします。 □自己PR、今後の抱負等について、提供用名簿に掲載することを同意します。 (日々意識して行動している計画や抱負などについて記入してください。)

※提供用名簿とは、あづみの水結（みずゆい）登録者に情報共有として配付される名簿のことで、あづみの水結（みずゆい）登録者間で人材情報を共有するためのものです。また、今回取得した個人情報は、目的以外には一切使用しません。

あづみの水結（みずゆい）登録証

様

あづみの水結（みずゆい）に認定します

活動内容

年 月 日

安曇野市長

